

## 利益相反管理方針(概要)

制定 2009年6月1日

### (1) 目的

当社は、業務を遂行するに際し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、そのおそれのある取引を予め特定し、当該取引の未然防止を図ります。当社は法令に従い、利益相反管理方針(概要)を以下のとおり公表致します。

### (2) 利益相反取引の類型

利益相反行為とは、当社または第三者の利益を優先することにより、当社のお客様の利益を損なう行為であり、当社が回避すべき利益相反には、お客様相互間、当社とお客様との間、当社のグループ会社とお客様との間、当社の役職員とお客様との間のそれぞれの利益相反があげられます。

### (3) 管理対象会社

管理対象となる会社は、親法人であるガートモア・インベストメント・リミテッド(英国)です。その他、管理を必要と認識したグループ会社を適宜加えます。

### (4) 対象取引の管理方法

当社は、対象となる取引の管理を以下の方法等により適宜実施します。

- 取引を行う際にお客様から同意を得る方法
- 取引をお客様へ適切に開示する方法
- 取引を中止する方法

### (5) 管理体制

当社は、担当部署において利益相反の一元的な管理を行い、業務の遂行にあたってお客様の利益が不当に害されることのないよう努めてまいります。

ガートモア・アセットマネジメント株式会社